

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成30年3月15日(2018.3.15)

【公開番号】特開2017-68981(P2017-68981A)

【公開日】平成29年4月6日(2017.4.6)

【年通号数】公開・登録公報2017-014

【出願番号】特願2015-191758(P2015-191758)

【国際特許分類】

H 01 R 13/6594 (2011.01)

【F I】

H 01 R 13/6594

【手続補正書】

【提出日】平成30年2月2日(2018.2.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

【図1】本発明の実施の形態によるコネクタを示す斜視図である。相手側コネクタの一部、回路基板の一部およびネジを破線で描画している。

【図2】図1のコネクタを示す別の斜視図である。

【図3】図1のコネクタを示す分解斜視図である。

【図4】図1のコネクタを示す底面図である。コネクタのハウジングの圧入溝の近傍(破線で囲んだ部分)を拡大して描画している。

【図5】図1のコネクタを示す背面図である。

【図6】図1のコネクタを示す正面図である。ネジのヘッドの輪郭を破線で描画している。

【図7】図6のコネクタをVII-VII線に沿って示す断面図である。

【図8】図7のコネクタの一部(破線Aで囲んだ部分)を示す断面図である。

【図9】図6のコネクタをIX-IX線に沿って示す断面図である。

【図10】図3のコネクタのハウジングを示す斜視図である。

【図11】図10のハウジングを示す別の斜視図である。

【図12】図10のハウジングを示す底面図である。圧入溝の近傍(破線で囲んだ部分)を拡大して描画しており、コネクタのシェルの筒状部の輪郭を1点鎖線で描画している。

【図13】図10のハウジングを示す背面図である。受容部の近傍(破線で囲んだ部分)を拡大して描画している。

【図14】図10のハウジングを示す正面図である。

【図15】図3のコネクタの内部構造体を示す斜視図である。

【図16】図15の内部構造体を示す側面図である。

【図17】図3のコネクタのシェルを示す斜視図である。被溶着部の輪郭を破線で描画している。

【図18】図17のシェルを示す別の斜視図である。

【図19】図17のシェルの一部を示す斜視図である。

【図20】図17のシェルを示す背面図である。シェルをハウジングに取り付けた際のハウジングの受容部の輪郭を破線で描画している。

【図21】図20のシェルの一部(1点鎖線Bで囲んだ部分)を示す背面図である。シェルをハウジングに取り付けた際のハウジングの受容部の輪郭、及び、シェルの止め部を折

り曲げた際の輪郭を破線で描画している。

【図22】図3のコネクタの付加部材を示す斜視図である。

【図23】図22の付加部材を示す別の斜視図である。

【図24】特許文献1のコネクタを示す斜視図である。コネクタのハウジング及びシールド部材を破線内に描画している。

【図25】図24のシールド部材を示す分解斜視図である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

図10乃至図12及び図14を参照すると、凹部220の夫々は、突当面212から後方(-X方向)に向かって凹んでいる。凹部220は、Y方向において基部210の中間部に設けられている。詳しくは、凹部220は、本体部250の上下(+Z側及び-Z側)に夫々位置している。換言すれば、本体部250は、Z方向において2つの凹部220の間に位置している。凹部220の夫々は、規制面222を有している。規制面222は、YZ平面と平行に延びる平面であり、突当面212よりも後方に位置している。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0053

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0053】

図4及び図8を参照すると、取付状態において、シェル40の被規制部420は、凹部220の内部に位置している。詳しくは、本実施の形態において、被規制部420は、凹部220の規制面222から前方に離れている。但し、被規制部420は、規制面222と接触してもよい。本実施の形態によれば、取付状態において被規制部420を受容する凹部220を設けたため、製造時の公差等に起因する被規制部420のX方向における位置ずれが許容される。これにより、後縁454(図12参照)と突当面212とが確実に突き当たる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0058

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0058】

図4を参照すると、付加部材50がハウジング20に固定されたとき、被圧入部580の夫々は、ハウジング20の対応する圧入溝230に圧入されている。図4、図7及び図8を参照すると、このとき、付加部材50の規制部532は、シェル40の被規制部420を前方から覆っている。換言すれば、被規制部420は、X方向において、規制部532と、ハウジング20の基部210との間に位置しており、X方向における移動が規制されている。本実施の形態において、被規制部420は、規制部532から後方に離れている。但し、被規制部420は、規制部532と接触してもよい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0066

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0066】

図6を参照すると、付加部材50の夫々がシェル40に溶着されたとき、コネクタ10が完全に組み立てられている。組み立てられたコネクタ10において、シェル40及び付加部材50は、互いに固定されている。詳しくは、付加部材50の接続部560は、シェル40の対応する被接続部460に溶着され固定されている。特に、Z方向と直交する平板状の接続部560が、Z方向と直交する平面状の被接続部460に固定されている。更に、Z方向において本体部250を挟んで互いに反対側に位置する2つの接続部560が、2つの被接続部460に夫々固定されている。